



赤ちゃんが生まれたら

出生届を出しましょう **必須**

☎市民課 0798-35-3128

赤ちゃんが生まれて最初に行う手続きです。生まれた赤ちゃんの戸籍と住民票を作成します。

- いつ** 生まれた日を含め14日以内。赤ちゃんの名前を決めてから。
- どこで** 届出人の所在地・本籍地・出生地のいずれか
- 必要なもの** 出生届書(出生証明書)、母子健康手帳
※父母ともに外国籍の場合は事前にご相談ください。
- 他にも** 健康保険への加入、医療助成や児童手当の申請を。
(P19、申請・手続欄参照)。

西宮市の場合

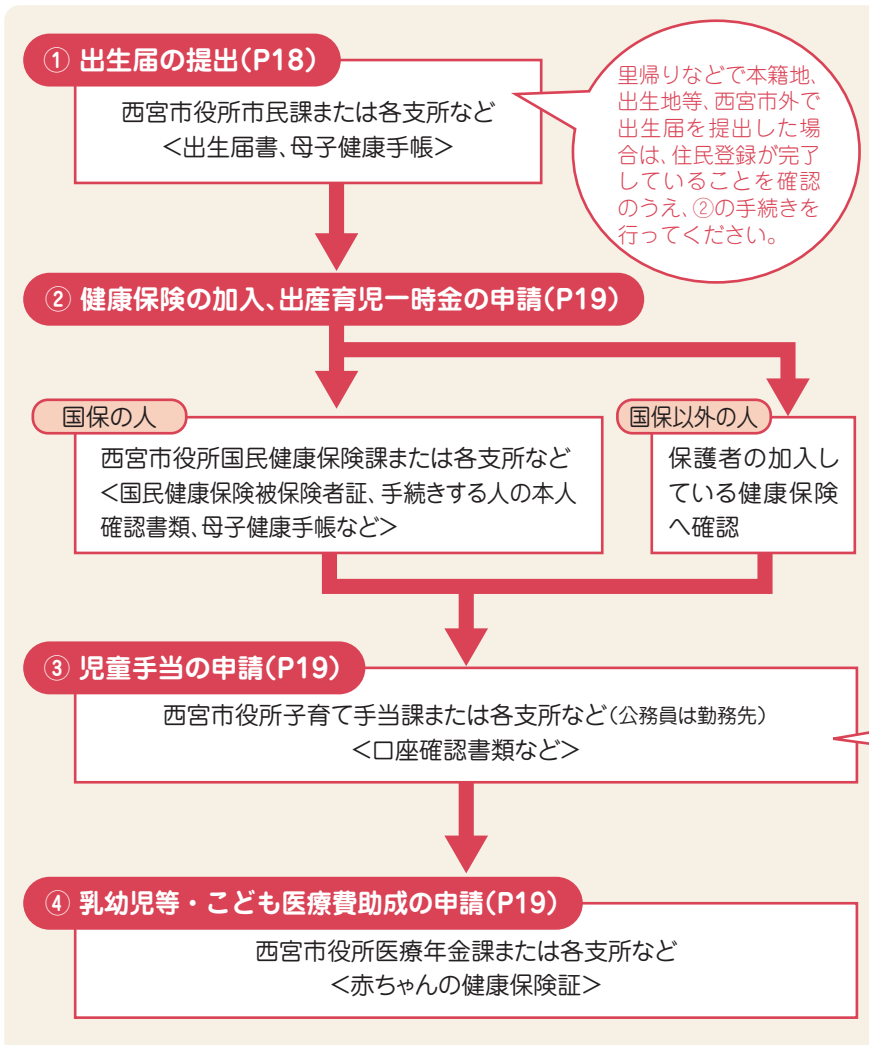
場所	地図
市民課(市役所本庁)	P6 K-1
支所(鳴尾、瓦木、甲東、塩瀬、山口)	● P7 O-4 ⑤ P5 G-6 ④ P5 F-3 ⑥ P3 F-4 ④ P2 A-3
アクタ西宮ステーション	P5 F-6
市民サービスセンター(上甲子園、夙川)	④ P7 O-1 ⑤ P6 J-1

※時間外の戸籍の届出は本庁の時間外窓口にて受領しております。問合せ先は施設一覧(P84)参照。

赤ちゃんが生まれたら母子健康手帳1ページ目の封書を出しましょう!

- ◆封書が出されましたら保健師などからご連絡の上、概ね2か月までの赤ちゃんがおられるご家庭を対象に、保健師・助産師が家庭訪問やお電話にてお子さんの発育や育児の相談をお受けしています。
- ◆お急ぎの場合や他市の母子健康手帳をご使用の場合は、お電話でのご連絡も受け付けております。
- ◆なお、出生時の体重が2,500g未満の赤ちゃんについては、届出することが法律で義務付けられておりますので、出産後速やかに封書をご提出ください。

出産後の手続きの流れ



里帰りなどで本籍地、出生地等、西宮市外で出生届を提出した場合は、住民登録が完了していることを確認のうえ、②の手続きを行ってください。

赤ちゃんへの手紙

西宮の市立小学校の子供たちから、生まれてきた赤ちゃんに手紙を贈る事業です。市役所本庁舎市民課や各支所等でお配りしています。



また、広く皆さんにも読んでいただけるように「赤ちゃんへの手紙」を冊子にまとめ、発行しました。詳細は市ホームページ(「赤ちゃんへの手紙」で検索)をご覧ください。

☎文化振興課 0798-35-3425

出生の翌日から起算して15日以内に申請手続きをしてください。

- 働くお母さん・お父さんのための制度**
- 出産手当金(P19)
 - 育児休業給付金(P20)

※上記は一例です。健康保険加入状況等により手続きが異なる場合があります。詳しくはP19をご確認ください。

申請・手続き

子供が生まれてから行う主な手続きは下記のとおりです。日付厳守のものもあるので注意しましょう。

名称	内容(どんなもの)	必要書類等	窓口(届先、申請先)
健康保険の加入 必須	赤ちゃんの健康保険加入の手続き。 医療が必要な状態になったときに、医療費の一部を負担してくれる公的医療保険制度。詳細は加入している健康保険に確認を。 いつ 出産後、できるだけ早く ※国民健康保険に加入の方は出生後14日以内に届出。	【西宮市国民健康保険の場合】 手続きする人の 本人確認書類、世帯主の マイナンバー(個人番号)のわかるもの	【西宮市国民健康保険の場合】 国民健康保険課 0798-35-3117 (届出先は上記、または各支所、 アクタ西宮ステーションなど) 【西宮市国民健康保険以外の場合】 保護者の加入している 健康保険
乳幼児等・こども医療費助成 要申請 もらう 無料	健康保険が適用される医療費について、市が保険診療分の自己負担の全部又は一部を助成し、受給者の費用負担を軽減する制度。 いつ 出産後できるだけ早く ※赤ちゃんが兵庫県以外で受診した場合は、診療月の翌月以降2年以内に支給申請を。 対象 高校3年生(18歳到達後最初の年度末)まで 助成額 入院・外来で健康保険が適用される医療費について、市が保険診療分の自己負担の全部又は一部を助成	赤ちゃんの健康保険証	医療年金課 0798-35-3131 (届出先は上記、または各支所、 アクタ西宮ステーションなど)
児童手当 要申請 もらう 所得制限	育児にかかるお金を支援する制度。 いつ 出生の翌日から15日以内の請求で出生の翌月分から支給(出生届時に窓口で請求。公務員は勤務先へ)。 対象 中学3年生(15歳到達後最初の年度末)までの児童を養育している人(両親のうち主たる生計維持者) 支給額 中学生または3歳以上小学生までの第1子:10,000円 3歳未満及び3歳以上小学生までの第3子以降:15,000円 所得制限あり	本人確認書類 請求者名義の口座確認書類 以下は必要な場合有 健康保険証 マイナンバー確認書類 委任状など ※不足書類があっても申請可能	子育て手当課 0798-35-3189 (請求先は上記、または各支所、 アクタ西宮ステーションなど) ※公務員は直接勤務先に 請求
出産育児一時金 もらう 要申請	加入者の出産等の費用に充てることができるように一定額を支給。 いつ 出産時に加入している健康保険に請求 医療保険者から病院等に出産育児一時金を直接支払う制度(直接支払制度)もあります。 ※国民健康保険に加入の方は出生した日の翌日から起算して2年以内に申請 対象 健康保険加入者(妊娠4カ月(85日)以上での流産や死産も支給対象)	【西宮市国民健康保険の場合】 健康保険証、出生証明書又は母子健康手帳(出生届出済証明のあるもの)、預金通帳等(口座番号のわかるもの、世帯主以外の口座へ振込む場合は委任状が必要)、分娩機関の領収・明細書、直接支払制度に関する合意文書、手続きする人の本人確認書類、世帯主及び分娩者のマイナンバー(個人番号)のわかるもの	【西宮市国民健康保険の場合】 国民健康保険課 0798-35-3120 (届出先は上記、または各支所、 アクタ西宮ステーションなど) 【西宮市国民健康保険以外の場合】 保護者の加入している 健康保険へ確認
出産手当金(働いている場合の給与保障) 一部 もらう 要申請	産休中の生活を支えるために、勤め先の健康保険から一定額を支給。 いつ 加入している健康保険に確認(出産後2年以内は全額請求可。) 対象 出産により仕事を休む女性で、健康保険に加入し、保険料を支払っていた方	健康保険証、母子健康手帳、預金通帳、出生証明書など。 加入している健康保険に確認を	保護者の加入している健康保険

そのほか

●入院による養育が必要と医師が判断した未熟児に対して、指定医療機関での医療費及び食事療養費を助成する「未熟児養育医療費(☎保健予防課 0798-26-3669)」

産後ケア事業

一部 **要申請**

※詳細はP72をご覧ください。

☎地域保健課 0798-35-3310

母親(養育者)の心身のケアと沐浴や授乳などの育児や休息のサポートをします。

病院や助産所でケアを受ける宿泊型・通所型、助産師がご自宅を訪問しケアを実施する訪問型があります。

育児支援訪問事業

☎子供家庭支援課 0798-35-3177

●健やか赤ちゃん訪問事業 **無料**

民生委員・児童委員、主任児童委員が訪問して、子育てに関する冊子やパンフレットを配付し、情報提供を行ったり、不安や悩みをお聞きします。

いつ 生後2か月ごろ ※対象となる月の前月下旬頃、事業のお知らせはがきを郵送します。

対象 すべての家庭を訪問

「民生委員・児童委員」、「主任児童委員」とは

民生委員は高齢者や障害のある方からの相談に応じたり、地域の見守りを行ったりしています。同時に、児童委員として子育てサロンなどへの協力、児童・妊産婦・ひとり親家庭から相談を受ける等、その活動は多岐にわたっています。

主任児童委員は児童に関する問題を専門に担当し、児童委員と連携をとりながら活動しています。

皆さんが地域で安心して自立した生活が送れるように、市役所や西宮こども家庭センター等の関係機関をつなぐ大きなパイプ役として活躍しています。お気軽にご相談ください。

西宮市民生委員・児童委員会事務局(地域共生推進課:0798-35-3032)

●育児支援家庭訪問事業 **一部** **要予約** ※詳細は、P16をご覧ください

養育支援が必要な家庭に対し、家事や育児の支援としてヘルパーや保育士等を派遣します

そのほか

●おむね生後2か月までの乳児とそのご家族を対象に、保健師・助産師が訪問し、お子さんの発育・発達や育児の相談をお受けしています。詳細は地域保健課(☎0798-35-3310)へお問い合わせください。

働くママ・パパを応援

出産後も仕事を続けたい、子育てが落ち着いたら職場に復帰したいなど、仕事と育児の両立を目指すお母さん、お父さんをサポートする制度を紹介します。※母子健康手帳にも掲載されています。

※育児・介護休業法の改正に伴い、令和4年4月より順次施行されます。詳細は厚生労働省ホームページ等をご覧ください。

●各種支援制度

⚠ お勤めの事業所でご確認ください。

名称	内容	対象	賃金等
産前・産後の休業 (産休)	事業主に請求すれば、6週間(多胎妊娠の場合は14週間)の産前休業がとれます。産後8週間は、事業主は就業させることが出来ません。 ※出産予定日より実際の出産が遅くなったとしても、産休が短くなるわけではなく、その期間はきちんと産前休業(産休)期間に含まれます。出産予定日より早く生まれた場合は、産まれた日からさかのぼるので、産前休業(産休)は短くなります。	産前・産後の女性労働者	有給・無給は事業主によって異なります。無給又は低額の場合は、加入している健康保険から出産手当金(P19)が支給される場合があります。 ※事業主の申請により休業期間中の社会保険料は免除されます。詳細は年金機構へ。
育児休業	原則として、子供の1歳の誕生日の前日までを上限として本人の希望する期間。 ※父母ともに育児休業をする場合は一定の要件を満たせば1歳2か月まで可能。保育所に入所できない場合は、1歳6か月までを上限に本人の希望する期間。さらに、一定の要件を満たす場合は、2歳まで再延長できます。 令和4年10月1日より育児休業の分割取得が可能(2回まで)。	原則として1歳未満の子供を養育する男女労働者	有給無給は事業主によって異なります。休業期間中の社会保険料は免除(詳細は年金機構へ)、また雇用保険から育児休業給付(詳細はハローワーク(P21参照)へ)が支給される場合があります。
育児時間	事業主に請求すれば、原則として1日2回、最低でも各30分取得できます。勤務時間の始めまたは終わりにまとめた時間を取ることも出来ます。	1歳未満の子供を養育する女性労働者	有給・無給は事業主によって異なります。
育児休業給付 	原則満1歳未満の子を養育するために休業した被保険者の方に一定の給付金を支給することによって、育児休業を取得しやすくするとともに、その後の円滑な職場復帰を援助・促進し、職業生活の継続を支援する制度です。	原則として雇用保険被保険者の期間が1年以上の方	原則として休業開始時の賃金の67%(180日に達した後は50%)が支給されます。1歳6ヶ月又は2歳まで延長して育児休業をした場合も支給を受けることができます。 詳細はハローワークまで。
子の看護休暇	小学校就学前の子の負傷、疾病、予防接種、健康診断等の際に取得できます(年度内に5日を限度)。なお、対象となる子が2人以上の場合は年度内10日を限度)。※育児・介護休業法の改正に伴い、時間単位で休暇を取得することができます。	小学校就学前の子供を養育する労働者	有給・無給は事業主によって異なります。

その他にも、3歳未満の子供を養育する男女労働者に対する勤務時間短縮等の措置のうち、短時間勤務制度及び所定外労働の免除が事業主の義務となっています。

●市の労働相談

社会保険労務士が労働問題について適切なアドバイスをし、問題解決に協力します。

所在地：松原町2-37(西宮市立勤労青少年ホーム2階)

電話：0798-32-7170

毎週火曜日：15:00~19:00

第2・4土曜日：13:00~18:00

年末年始は除く

●西宮総合労働相談コーナー

職場でのトラブルでお困りの方に対し、解決のお手伝いをします。

所在地：西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎3階

西宮労働基準監督署内

電話：0798-26-3733

月~金：9:00~17:00(12:00~13:00及び祝日除く)

パパの育児休業

近年の法改正により、お父さんも育児休業しやすくなっています。

●ママが専業主婦でも

お母さんが専業主婦でも育児休業が取得できます。

●生後8週間以内に育児休業を取ると

特別な事情がなくても再度育児休業の取得ができます。

●ママと一緒にあるいは交代で育児休業を取ると

休業可能期間が1歳2か月に達するまで延長されました。

●令和4年10月1日より「産後パパ育休」の創設(子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能)。

●経済的なサポートも

雇用保険から育児休業給付が支給されます。原則として休業開始時の賃金の67%(180日に達した後は50%)が育児休業期間中に支給されます。※詳細はハローワーク(P21参照)へ

もう一度働きたい、自分を活かしたいなど

子育てもひと段落したので働きたい、自分のもっている資格や経験を活かしたいなど、子育てしながら就職を希望している方のための就職支援や仕事と子育ての両立に役立つ情報を提供しています。

名称	内容	所在地・問合せ
ハローワーク西宮	求人情報の提供、就職に関する職業相談や紹介、雇用保険の手続きを行っている公的な機関。マザーズコーナーもある。 【利用時間】月・水・金 8:30~17:15、火・木 8:30~18:00 第2・4土 10:00~17:00 (日・祝・年末年始は休み) ※雇用保険の各種手続き受付は、月~金 8:30~17:15。 求人受付の窓口は、月~金 8:30~17:15	池田町13-3 0798-22-8600 部門コード41# (マザーズコーナー)
しごとサポート ウェブにしきた (ハローワーク西宮サテライト)	働きたい女性などを対象に、就労に関する相談や職業の紹介などを実施。女性就職支援ナビゲーターが就職をサポート。 【利用時間】月~金 9:00~17:00 (土・日・祝・年末年始は休み)	高松町4-8 プレラにしのみや4階 0798-68-1021
マザーズ ハローワーク三宮	就職を希望している女性や子育て中の方に、個々の希望やニーズに応じたきめ細やかな職業相談を行うハローワーク。キッズルームや授乳室・ベビーベッドを完備。ベビーチェアを利用して子供と一緒に職業相談もできる。 【利用時間】月~金 10:00~18:30、第2・4土 10:00~17:00(日・祝・年末年始は休み)	神戸市中央区小野柄 通7-1-1日本生命三宮 駅前ビル1階 078-231-8603

住まいの情報とサービス

子育て家庭の住まいの安定の確保を図るための制度や情報提供窓口があります。

名称	内容	窓口(届先、申請先)
市営住宅 所得制限	住宅に困っている方のために市が整備した低額な家賃の賃貸住宅(世帯条件や所得制限等の申込条件あり)。 募集時期は4月、9月、1月の年3回を予定。各回の募集住宅のうち、いくつかの住宅には以下の優先枠を設定。 【申込方法】 募集開始直前の市政ニュースに掲載 【優先枠】 子育て世帯、多子世帯、母子(父子)世帯、障害者、高齢者	西宮市営住宅 管理センター 六湛寺町10-3 市役所南館3階 0798-35-5028
県営住宅 所得制限	住宅に困っている所得の低い方向けに県が整備した賃貸住宅。また、公営住宅の収入基準を超える中堅所得者に対しても、特定公共賃貸住宅(特別賃貸県営住宅)がある。定期募集(毎月)と常時募集がある。 【申込方法】 右記窓口に問合せを。	(株)東急コミュニティー 阪神南管理センター 六湛寺町14-5 (太陽生命西宮ビル4階) 0798-23-1090
UR賃貸住宅 (旧公団住宅)	独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)が主に大都市圏において供給する賃貸住宅。良好な居住環境を備えた賃貸住宅で、団地周辺に子育て関連施設が在するものもある。入居時の礼金、仲介手数料、保証人が必要なく、更新料も不要。*入居時に敷金(家賃の2ヶ月分)は必要 一部の賃貸住宅におきまして、子育て世帯の方が新規にご契約される場合、家賃減額制度が適用されます。詳細は、右記窓口までご連絡ください。 【申込方法】 右記窓口に問合せを。先着順・無抽選(新築住宅など一部は抽選)	UR神戸営業センター 神戸市中央区加納町4丁目 2-1神戸三宮阪急ビル8階 078-571-6789
住まいの情報提供	民間住宅への住み替えやリフォーム等住まいに関することに対して、市民生活相談窓口での専門家による相談業務、専門相談機関の紹介やパンフレットの配布等。	すまいづくり推進課 0798-35-3778